

デジタル改修・新設工事の 補助金に関する お問い合わせはこちらへ



総務省北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎		
有線共聴	情報通信部有線放送課	011-709-2311 (内線)4671、4673、4675
無線共聴		

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>

総務省東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎		
有線共聴	放送部有線放送課	022-221-0705
無線共聴		

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>

総務省関東総合通信局 〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎		
有線共聴	放送部有線放送課	03-6238-1727
無線共聴	放送部放送課	03-6238-1712

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/>

総務省信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎		
有線共聴	情報通信部放送課	026-234-9930
無線共聴		

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/>

総務省北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎		
有線共聴	情報通信部放送課	076-233-4490
無線共聴		

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/>

総務省東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市中区白壁1丁目15-1 名古屋合同庁舎第3号館		
有線共聴	放送部有線放送課	052-971-9136
無線共聴		

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>

総務省近畿総合通信局 〒540-8795 大阪府中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎第1号館		
有線共聴	放送部有線放送課	06-6942-8571
無線共聴		

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>

総務省中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36		
有線共聴	放送部有線放送課	082-222-3350
無線共聴	放送部放送課	082-222-3396

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/>

総務省四国総合通信局 〒790-8795 松山市宮田町8-5		
有線共聴	情報通信部放送課	089-936-5039
無線共聴		

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/>

総務省九州総合通信局 〒860-8795 熊本市二の丸1-4		
有線共聴	放送部有線放送課	096-326-7876
無線共聴	放送部放送課	096-326-7861

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

総務省沖縄総合通信事務所 〒900-8795 那覇市東町26-29 (4階)		
有線共聴	情報通信課	098-865-2307
無線共聴		

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/>

地上デジタル放送に関するお問い合わせはこちらへ

総務省 地デジコールセンター ☎ 0570-07-0101 (平日 9:00~21:00、
土・日・祝日 9:00~18:00)

※IP電話等、ナビダイヤルが繋がらない方は、03-4334-1111で、お受けしております。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad

総務省には、地上デジタル放送の受信に関する相談窓口があります。「私の家では、地デジを見られますか?」「地デジを見るには、
どうすればいいですか?」など、わからないことがあれば電話でお問い合わせください。

NHKの助成制度に関するお問い合わせはこちらへ

NHK自主共聴助成制度窓口 ☎ 0120-406677 フリーダイヤル(通話料無料)
(平日 9:30~17:30)



地デジであなたをだます

詐欺 に ご注意!

テレビの地デジ対応やアンテナ交換などを口
実にした詐欺が発生しています。身におぼえ
のない工事や代金請求にはご注意ください。

地デジ対応で、総務省やテレビ局、その関係機関がお金を請
求することは一切ありません。このような請求を受けた時は、
すぐには支払わず総合通信局(総務省の地域機関)、お近く
の警察署、または消費生活センターへご相談ください。

地上デジタル放送に関する誤った情報や、不十分な情報に基づいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

山間部等の地理的条件によるテレビ難視聴解消のための辺地共聴施設で

地上デジタル放送

を受信するために・・・

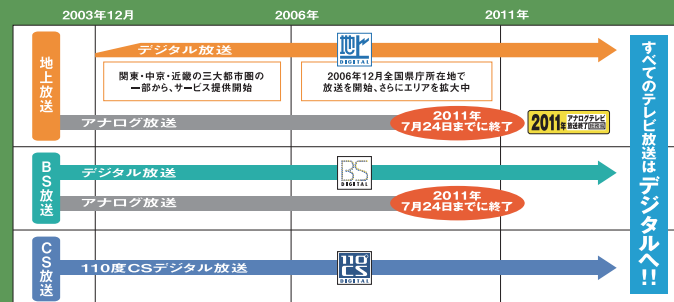


あなたの地域の
辺地共聴施設でも
デジタル改修工事が
必要となります!

アナログ放送は
見えているのに、
デジタル放送になると
受信できなくなる
という地域も・・・

2011年7月24日までに

今のテレビ放送(アナログ放送)は終了します。



2003年12月に関東・中京・近畿から
スタートした地上デジタルテレビ放
送(地デジ)は、そのエリアを順次拡
大し、2011年7月24日までに、ア
ナログテレビ放送からデジタルテレ
ビ放送に完全移行します。
そのとき、今のテレビは、そのままだ
は、デジタル放送を見ることができま
せん。
アナログから、デジタルへ。あなたの
地域の辺地共聴施設でも準備を始め
ましょう。

総務省

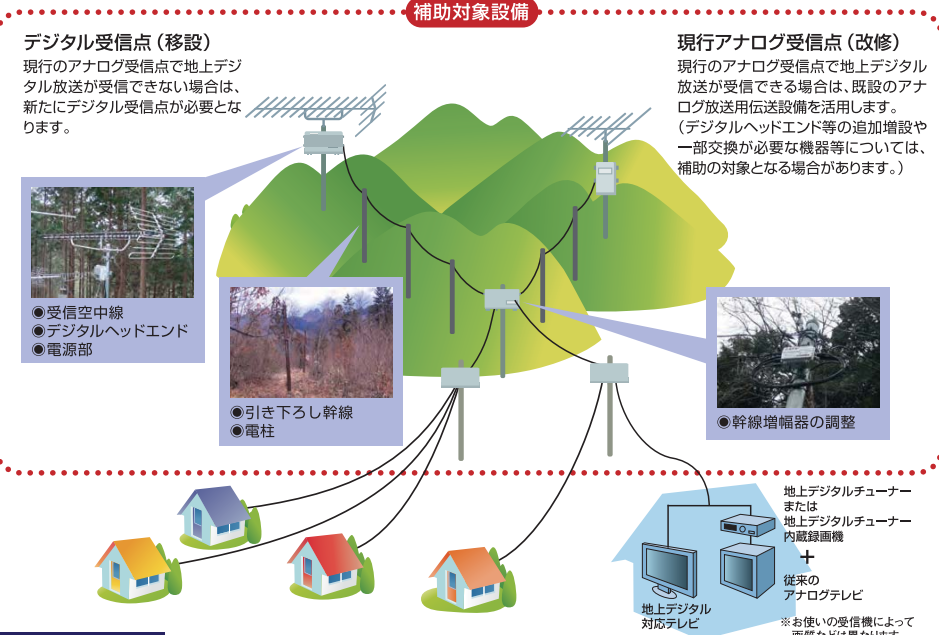
地上デジタル放送を受信するための辺地共聴施設の改修等を支援します。

山間部等の地理的条件によるテレビ放送の難視聴解消を目的とする
辺地共聴施設において、地上デジタル放送を受信するために改修
または新たな難視聴地域において辺地共聴施設を新設する場合、
工事を行う市町村・辺地共聴施設の設置者に対して国がその整備費用の一部を補助します。

地上デジタル放送対応には2つの方法があります。

①有線共聴施設でデジタル対応

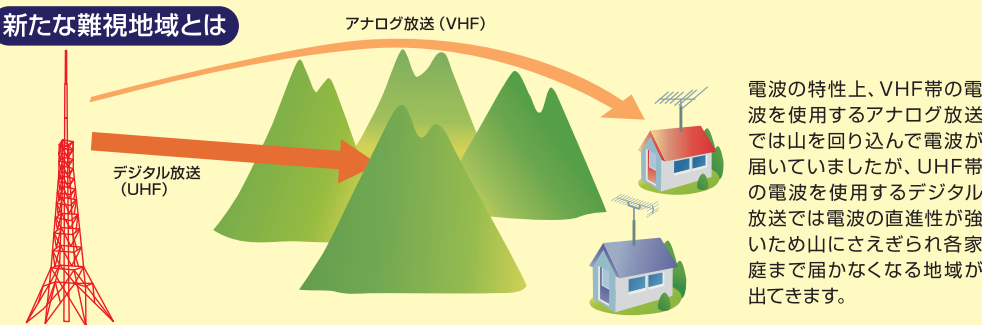
- 事業主体** 市町村または辺地共聴施設の設置者
- 補助対象** 受信点設備の移設費、改修費等
※各世帯当たりの改修・新設費用が3万5千円を超えることが条件です。
- 対象地域** 山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- 補助率** ●既設共聴施設を改修する場合は1/2
●新たな難視聴地域において共聴施設を新設する場合は2/3



標準的な負担例

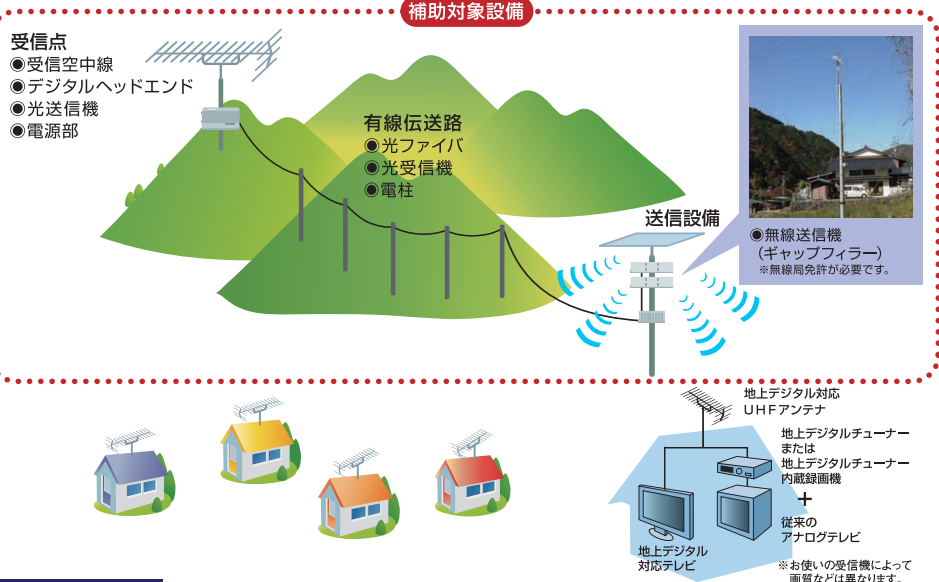
	事業費	
〈改修時〉 事業費の1/2を国が負担	国 (事業費の1/2)	地元負担分 (加入者・自治体: 事業費の1/2)
〈新設時〉 事業費の2/3を国が負担	国 (事業費の2/3)	地元負担分 (加入者・自治体: 事業費の1/3)

※事業費の市町村負担分については通読機・辺地債の対象となります。



②無線共聴施設でデジタル対応

- 事業主体** 市町村または辺地共聴施設の設置者
- 補助対象** 受信点設備、有線伝送路、送信設備等
- 対象地域** 山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- 補助率** ●既設共聴施設から置き換える場合は1/2
●新たな難視聴地域において共聴施設を新設する場合は2/3



標準的な負担例

	事業費	
〈置換時〉 事業費の1/2を国が負担	国 (事業費の1/2)	地元負担分 (加入者・自治体: 事業費の1/2)
〈新設時〉 事業費の2/3を国が負担	国 (事業費の2/3)	地元負担分 (加入者・自治体: 事業費の1/3)

※事業費の市町村負担分については通読機・辺地債の対象となります。

辺地共聴施設の改修・新設について一定の要件を備えると、①改修の場合はNHKの助成や技術的支援(受信点調査および技術的な説明・手続きの支援)、②新設の場合はNHKの助成、を受けることができます。詳しくはNHKにお問い合わせください。